

中野区教育委員会会議録

平成29年第6回定例会

平成29年2月17日

中野区教育委員会

平成29年第6回中野区教育委員会定例会

○日時

平成29年2月17日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時36分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

健康福祉部副参事（健康・スポーツ担当） 宇田川 直子

健康福祉部副参事（地域スポーツ推進担当） 永見 英光

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

8人

○議題

1 議決事件

(1) 第6号議案 平成28年度東京都指定文化財の指定に係る意見について

2 協議事項

(1) 中野区立学校設備の目的外使用について

3 報告事項

(1) 教育長及び教育委員活動報告

① 2月15日 第67回中野区小学校教育研究会研究発表会

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第6回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

田辺教育長

議決事件、第6号議案「平成28年度東京都指定文化財の指定に係る意見について」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

健康福祉部副参事(健康・スポーツ担当)

私から、第6号議案の「平成28年度東京都指定文化財の指定に係る意見」について、議案のご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、こちらに記してございますとおり、東京都文化財保護条例第58条に基づいて東京都教育委員会から意見を求められているものでございます。

裏面をごらんください。私どもでこれまでこの指定について、江古田の獅子舞の保存会の皆さんと協議等をしながら手続を進めてきたところでございますけれども、東京都文化財保護審議会から平成29年2月3日付で、東京都の教育委員会に江古田の獅子舞について東京都指定の無形民俗文化財として指定したいという答申があったということで、私どもにも報告がございました。

既に、2月3日付でプレス等もされております。そして東京都は、保護審議会の答申を受けて教育委員会として指定を決定するに当たり、中野区の教育委員会に意見を求める手続が必要ということで、今回提案をさせていただいているものです。

東京都の教育委員会は、この件について2月23日に議決をするということで事務を進める予定となっております。

更に、議案の補足説明として資料を付けさせていただいています。江古田の獅子舞について、少し補足説明をさせていただきます。

江古田の獅子舞につきましては、今は中野区の無形民俗文化財でございますけれども、今回、東京都指定の無形民俗文化財で「民族芸能」ということで指定することを予定しております。保存団体は江古田獅子舞保存会で、伝承地は中野区の江古田地区でございます。

この獅子舞につきましては、江古田の獅子舞保存会の皆さんたちが、今は毎年10月に、午後から江古田一丁目の獅子宿を出発して、獅子舞行列が新青梅街道を西に上っていくというところで、1時間ほど練り歩きながら江古田の氷川神社の境内にたどり着いて舞を上演するというを行っております。

奉納される踊りとしましては、一人立三匹獅子舞で、3人の獅子役が笛・太鼓・ささらに合わせて踊る民俗芸能でございます。

この民俗芸能につきましては、旧名主家に伝わる書物によると1649年に僧・宥圓が獅子舞を伝授したことが記されております。また、江戸時代に書かれた「江古田獅子舞巡行絵巻」には、現在とほぼ変わらない獅子舞行列がされている姿が描かれているということで、都内でも最も古くから伝承されている三匹獅子舞の一つでございます。

踊りにつきましては、角とか目が見えなくなるほどの長い羽をたくさん付けて、6キロを超えるような獅子頭を付けて舞うのが特徴で、踊りに際しましては高い技術と体力が必要で、引き継いでいくのに際して技術の伝承が欠かせない内容となっております。

こうした、都内で中野区の江古田の特徴を示すところで、価値もございましたところで、今回の指定に至ったという内容でございます。

もう一度、「指定に係る意見」に戻っていただきたいと思っております。裏面でございます。この東京都文化財保護条例第58条に基づいて、東京都教育委員会から求められた下記、文化財に係る平成28年度東京都指定文化財の指定について同意するというところで、こちらに掲げました対象文化財、指定種別について同意をすることで、この議案を提案させていただいたところです。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑等がございましたらお願いいたします。

田中委員

この江古田の獅子舞は、ちょうど私の地元なので特に思い入れがあるのです。私なんかは小さいころから毎年これがお祭りの時にあって、すごい羽でどこから見ているのだろうと思いながら追いかけられたりして、非常に思い出があります。

子どもたちが地域のこういうものに触れて、それがずっと心に残って、大人になってか

らも地元に戻ってきた時に、まだ続いているということは非常に大事なことだと思うので、ぜひこの方向で進んでいけるといいなと思いました。よろしくお願いします。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

もちろんこの内容も含めて、今回のことについては大変喜ばしいことと思っています。

参考までに教えていただきたいのですが、今回のこうした経緯というのは中野区のほうからそういう申し出をするのか、それとも東京都から指定が来ているのか、それはどういう仕組みなのか、少し教えていただきたいと思います。

健康福祉部副参事(健康・スポーツ担当)

今日に至った経緯としましては、江古田の獅子舞保存会の皆さんがこれをどういうふう
に継承していくかということで、私どもとも相談をしたり協議してまいりましたけれども、
今後長く継承していく上で東京都の指定を受けていくことを選択されたところでございま
す。

小林委員

なぜそういうことをお尋ねしたかということ、少し表現はよくないかもしれませんが、中
野区内にはまだいろいろな形で、いいものがたくさんあるのかもしれないので、ぜひこ
ういう機会にいろいろと今あるものをもう一度見直してどんどんアピールしていく、中野
のよさをどんどん広げていくことが大事かなと思っています。また、今後ぜひそういった
取組も要望していきたいと思っています。

以上です。

田辺教育長

私からもよろしいですか。そういう経過があつて東京都に申請をされたのだと思うので
すけれども、長く保存するという意味の中には、財政的な裏付けがないとなかなか保存し
にくいこともあるのでしょうか。中野区でも補助金という形で支出させていただいているの
ですが、東京都のこの保存の指定になれば、東京都からも財政的な支援を得られるとい
うことなのではないでしょうか。

健康福祉部副参事(健康・スポーツ担当)

東京都からの補助金も得られます。東京都の補助金の対象にならない部分も中野区で補
助していくことで、今後、財政的な支援も継続させていただくことを想定しています。

田辺教育長

ほかに。

渡邊委員

私も今、小林委員と教育長が言われたところについて、こういった機会に伺いたいなと思っております。

こういった文化財が中野区にほかにもあった場合、それを誰が掘り起こして、誰が保存するために申請するは結構重要で、意外にみんな知らないのではないかという気がします。ですから、引き継がれてきたものや大切に保管されていたものなどが文化財に指定されることはとてもいいことなので、キャンペーンを組んだり、区報でこういうものはありませんかと募集するなど今回の機会を通じてアピールすることも大事だと思います。

その中で、やはり物を引き継いでいく、継続するという点においてどうしても避けられないのは経済的援助で、確認したいのですけれども、今回、この獅子舞は東京都の指定文化財になったのですけれども、それ以前は、中野区内の無形文化財というかそういった定義みたいなものはあるのでしょうか。

健康福祉部副参事(健康・スポーツ担当)

これまでは、中野区の指定無形民俗文化財ということで補助等もさせていただき、支援もさせていただいていたところです。

渡邊委員

中野区から東京都へ冠が変わった。「中野区無形文化財」に指定されて、今度から「東京都無形文化財」。先ほど副参事がおっしゃったように、今度は東京都が無形文化財の保存に対するお金を払っていただけることになって、これはとてもありがたいことだと思うのです。そこで足りない部分は中野区が補助をしますとおっしゃったのですけれども、これは中野区としては別の会計を特別にここだけに付けるものなのか、こういった東京都の無形文化財に対して、中野区がある一定のパーセンテージで補助金を支払うものなのかというのを教えていただけますか。

健康福祉部副参事(健康・スポーツ担当)

中野区の文化財保護事業に関する補助金の交付要綱の中で補助金の仕組みを定めているのですが、実はこれまでは、東京都の補助金と中野区の補助金が併用できない形になっていたのですけれども、この間、文化財をどう保護していくかという観点で東京都の補助金を受けている団体については、被らない形で補助をしていくことを要綱の中で改めて定め

たところでございます。

渡邊委員

いつから。

健康福祉部副参事(健康・スポーツ担当)

2016年4月から、要綱は施行しております。

渡邊委員

そうすると、昨年からそうやってきたということは、文化財なんかはより手厚く保護していただけるということですから、ぜひ埋もれた文化財がどこかにあるかもしれないので、何らかの形で広報とか、こういうものを探すなどやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

田辺教育長

ほかに質疑はございますか。

田中委員

今の中野区の指定文化財というのは、現時点ではどれぐらいの件数があるのでしょうか。

健康福祉部副参事(健康・スポーツ担当)

現在、53件が指定文化財となっています。その中で、無形民俗文化財は1件です。あとそのほかに、登録文化財という形で66件登録しています。

田辺教育長

よろしいですか。ほかに。

田中委員

ちなみに、ほかのというのは一つ、二つどんなものがあるのか、もしわかったら教えてくださいいただけますか。

健康福祉部副参事(健康・スポーツ担当)

例えば、鷲宮の獅子舞が登録文化財となっています。それから、哲学堂の建物とかそういうものが、指定有形文化財ということで指定され、それから歴史民俗資料館のところにある醤油屋のしいの木も指定有形文化財ということで登録されています。

田辺教育長

よろしいですか。

小林委員

これは要望なのですが、既に各学校ではいろいろと努力されていると思うのです

けれども、中野区でも確か「中野区の文化財」という冊子が出ていたと思います。要は、学校において現行の学習指導要領から、特に教育基本法とのかかわりで日本の文化・伝統についての指導を充実させましょうという流れがありますので、こういった機会に地元の文化財を取り上げて学習するとか、そういう機会を濃密にしていくのは非常に大事かと思えます。ぜひ、いろいろな機会に、今回もこういった流れがあった場合には、校長会を初めとして様々な情報提供を進めていただいて、みんなで共有し、学校でも学習できるような環境を作っていただければありがたいなと思えます。

以上です。

渡邊委員

小林委員と全く同じ意見なのですけれども、こういった機会というかチャンスがなかなかないので、先ほども歴史民俗資料館と言われたのですけれども、歴史民俗資料館へ行くと全部読んでいたら時間はかかるのですけれども、中野区にもこんなことがあったのだなとかわかんと思います。小学生なんかは特にそういったものを何か活用して、写真だとかDVDだとかいろいろなものを作って、何らかの形で授業の中にこういうものを取り入れていくべきだと思います。

指導室長

既に資料館については、小学3年生が中心になってほとんどの学校が見学していることや、同じく3年生の「私たちの中野」という副読本の中に、伝統行事について触れる項目があります。今、委員のお話を受けまして、再度中野区のそういう文化財等について、活用できる方法もまた検討してまいりたいと考えています。

田辺教育長

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行います。

ただいま上程中の第6号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

田辺教育長

続きまして、「中野区立学校設備の目的外使用について」を協議いたします。

初めに、担当からご説明をお願いいたします。

健康福祉部副参事(地域スポーツ推進担当)

「中野区立学校設備の目的外使用」について、ご協議をお願いいたします。

平成 23 年度に地域生涯学習館を廃止いたしまして、廃止後における当該施設の利用団体につきましては、特定の中野区立学校における教育活動または環境整備を支援するボランティア活動を行う団体ということで、登録を受けた場合におきましては当該学校設備の目的外使用について、当分の間使用料を免除することができると規則で定めているところでございます。

この当該の使用料免除につきましては、キッズ・プラザや地域開放型図書館を整備するまでの暫定的な措置ということで開始したものでございまして、今後、学校再編等に伴い当該学校設備が廃止されることなどから、以下のとおり使用料の免除を段階的に終了することで考えているものでございます。

1 番の「終了時期」でございます。若宮小学校につきましては、平成 29 年度から同じく若宮小学校の位置で美鳩小学校になる予定になっておりますけれども、平成 32 年度にその美鳩小学校が大和小学校の跡地に移転を予定していることで、当該施設がなくなることを受けまして平成 31 年度末をもって終了する考えでございます。

桃園小学校につきましては、平成 31 年度に向台小学校の位置に新校が開設されることで、それに先立ちまして平成 30 年度から校舎内整理を行うことがございまして、その前の 29 年度末をもって終了で考えてございます。

江原小学校につきましては、平成 31 年度にキッズ・プラザが開所されますので、その前の平成 30 年度末をもって終了で考えてございます。

南中野中学校につきましては、今までご説明いたしました全ての小学校の終了時期、具体的には(1)の美鳩小学校が大和小学校の跡地に移転する時期に合わせて終了ということで、平成 31 年度末をもって終了で考えているところでございます。

2 番「規則改正の内容」でございますが、現在定めている使用料の減免規定を整備するために、中野区立学校設備使用規則の一部改正を行いたいと考えているものでございます。

今後の予定でございますが、本日ご協議をいただきました後、2 月下旬、現在 28 日ごろを想定しているところでございますけれども、現在登録を受けて利用している団体に対してこの趣旨についてご説明をいたしたいと思っております。その後、3 月 10 日、教育委員

会の定例会におきまして、規則改正の議決をいただければと考えているところでございます。

ご協議のほど、よろしく願いいたします。

田辺教育長

それでは、各委員会からご意見、ご質問等の発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

今まで免除されたものがこの状況によって免除がなくなるということですが、実際に、今、免除を受けている方たちというのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

健康福祉部副参事(地域スポーツ推進担当)

小学校につきましては基本的には施設がなくなることになりますが、小学校につきましてもご紹介いたしますと、江原小学校は1団体、若宮小学校については2団体、桃園小学校については16団体、南中野中学校は13団体が、現在、学校支援ボランティアという形で登録しているものでございます。

田中委員

そうすると、これらの団体の方たちはどこか別の施設を利用して、使用料を負担していただいて、活動は続けられるということになるのですか。

健康福祉部副参事(地域スポーツ推進担当)

今後の活動につきましては、南中野中学校以外の施設は、基本的には無くなってしまうということですが、南中野中学校について、引き続き同じ施設を使いたいという場合には免除は該当いたしませんので、活動内容が変わらないということであれば使用料をお支払いいただいてご利用いただくことになるかと思えます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

渡邊委員

この協議事項と少し外れてしまうかもしれないのですが、どうしてもどこかの公の場で、この辺りのことを少し明確にしたいなというところがありまして。

今、幼稚園、そして保育園、保育園の中には区立、私立、そして小規模保育園、そして家庭的保育園によって、待機児童対策という形でどんどんそういったものが中野区でも整備されていくところになっております。こども園なんかも含めてなので、

私も医師会の関係でもいろいろと関与することがあるのですが、小規模保育園、家庭的

保育園につきましては、園庭を持っているケースは基本的にはないと考えてよろしいです。例えば子どもたちを遊ばせるなり、ほかと交流させる場所というのは、今は公園を利用したりしてとなっているのですが、やはり安全にまた大きくて整った施設というと、学校がどうしても目に付くわけです。これは目的外使用というのでしょうか。区に1回問い合わせたら、一応形としては既に行っているということなのですが、本当にそうなのか、こういう手続を取ればやれますよというのではなくて、もっと簡単にみんなが使えるようにとか。当然、学校の授業の妨げになるようなことはないように配慮しなければいけないのですが、体育館を子どもたちが使えたりするとすごくいいのにと感じているのです。どのような形が目的外使用なのか、もしご存知でしたら教えていただきたいのですが。

事務局次長

今、ご指摘がありました園庭がない保育園、これは小規模に限らず認可等でもあり得るのですが、これが近隣の公園を使ったりしていただいているのですが、状況によっては学校の敷地、校庭等を使っていただくということについても区は支援を進めておりまして、既に何校か協力先が決まってお使いいただけるようになっております。

それから、ほかの認可園などの大きな集団の保育の場などにも参加していただけるような、そういった連携の仕方もありますので、小規模等の子どもさんたちもそういった集団の中で遊んだりとか、広いところで遊んだりということについては区も進めているところがございます。

渡邊委員

これは目的外使用になるのか。その場合に手続的には登録団体とかいろいろとあるではないですか。

事務局次長

通常の目的外使用とは別の扱いで取り扱えるようにしてございます。

渡邊委員

学校長に申し入れるだけで、教育委員会がそれを認めるという許可を、この4年間やっていて、幼稚園に開放することを許可するという教育委員会での話はなかったと思うのですが、これはどの辺りの裁量で決定できるものなのでしょうか。

事務局次長

厳密には、内々に学校長の了解を取ることになっておりますけれども、学校長任せとい

うことではなくて、教育委員会の事務局が関与いたしましてそこについて調整を図るとい
う仕組みにさせていただきます。

渡邊委員

学校長にもぜひこの辺りは理解をいただいて、中野区の子どもたちのために施設を有効
に利用する形で施策を進めていただきたいと思います。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにもございますか。

小林委員

先ほど、登録の団体は数で言うと 30 ぐらいあると思うのですが、もし差し支えなければ
主な活動内容というのですか、どういうものがあるのか教えていただければと思うので
すけれども。

健康福祉部副参事(地域スポーツ推進担当)

例えば、南中野中が 13 団体ということでご紹介いたしますと、半分以上がスポーツ関係
の活動でございます。例えば卓球であったりとか武術の関係であったりとか、スポーツ関
係の活動は別の規定で免除がございますので、こちらの団体については今回の対象からは
外れるというか規則がなくなりますので変わりますけれども、引き続き免除が可能かなと
考えてございます。

そのほか、例えば劇団であったりとか、茶道であったりとか、そういった団体がござい
まして、こういった自分たちの楽しみということで継続されるということであれば、今後
は使用料という形になってくるかとは思いますが、別の免除の対象といたしまして、
例えば地域課題の解決であったりとか子どもの健やかな成長に寄与するような活動であ
ったりとか、高齢者・障害者等に対する支え合い活動に寄与するものであったりとか、そ
ういった免除の要件もございますので、活動の内容によって使用料の対象となる、ならない
というところで判断ができるのかなと考えてございます。

小林委員

そうすると、実際ここでは使用料の免除が終了するとは言うものの、いろいろな形で別
の制度を使って、そうしたものが受けられる可能性がかなりあると解釈してよろしいわけ
ですね。

健康福祉部副参事(地域スポーツ推進担当)

委員のおっしゃるとおりでございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

それでは、担当から説明がありましたように、当分の間という措置で使用料の減免を始めた経緯がございますが、現在においては、旧地域生涯学習館の廃止や学校統合に伴う施設改修も予定されておりまして、施設の整備に合わせて段階的に使用料の免除の措置については終了することで協議をまとめたいと思います。

それでは、本協議は終了いたします。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、報告事項に移ります。

教育長、委員活動報告をいたします。事務局から一括で報告をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

それでは、一括してご報告いたします。

2月15日、第67回中野区小学校教育研究会研究発表会に教育長が新井小学校、田中委員が桃園小学校に出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から、補足、質問、その他の活動報告がございましたらお願いいたします。

田中委員

私も参加してきましたけれども、今回は全体のテーマは「豊かな人間性を育て、児童1人1人が指導」ということで、研究が2年間されたということでした。今年は理科と音楽科と特別活動と学校保健の四つの部会が発表されていまして。僕は学校保健部のところへ参加してきました。

学校保健部は、学んだことを生かして行動できる子どもの育成ということで、いろいろな取組が発表されましたけれども、ちょうどこの前発表された新しい学習指導要領の中にもありましたけれども、何を学ぶかよりもどのように学ぶか、何ができるようになるかが今度の新しい学習指導要領の大事なところだということ、その辺に非常に視点を持った研究、実践事業をされていまして。

活発な意見があって、特に学校保健部は養護教諭の先生の集まりですので、中野区の小

学校 25 校で 25 人いらっしゃるのですけれども、ほかの教員の方から養護教諭の専門性を生かした事業というのはどういうものか、という質問もあって、いろいろ活発な質疑がありました。

今回は、内容はけがの予防と睡眠のことについてでしたけれども、主任教諭の人と養護教諭の先生がチームで授業をされていて、お互いに持っている力をうまく出して生徒たちに授業をするということで、非常に工夫された取組だったと思います。

最後に顧問校長の先生の閉会の辞があって、そのときに顧問校長の先生が、養護教諭というのは 1 人職種というのですか、学校に 1 人しかいないので、非常に活動に苦勞しているところもあるのだけれども、新しい学習指導要領の中で健康というのは非常に大きな課題で、その健康を学校全体で取り組まなくてはいけないということが明記されているので、ぜひ養護教諭と一緒に事業を組んで活動して行ってほしいと話されていて、全くそのとおりだと感じました。健康教育は多分一番根幹になる部分だと思うので、こういった研究が区内に広がっていけばいいなと感じました。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、事務局から報告事項はございますか。

副参事(子ども教育経営担当)

ございません。

田辺教育長

それでは、最後に事務局から、次回の開催について報告願います。

副参事(子ども教育経営担当)

次回の定例会は、2月24日午前10時から、区役所5階教育委員会室にて開催する予定でございます。

以上でございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第6回定例会を閉じます。どうもありがとうございました。

午前10時36分閉会